

❁ 消費者行政の体系（平成30年度）

資料1

安全で安心して暮らせる社会づくり ～消費生活の安定と向上～

平成29年度：84,792千円→平成30年度：81,253千円

1 消費者行政推進事業費（7,869千円→7,414千円）

消費生活関係法令に基づく事業者の指導や自立した消費者の育成、多重債務者対策の推進等を図る。

- 事業者指導（特定商取引法、景品表示法の適正な執行）
- 消費者啓発（広報紙の作成・配布）
- 多重債務者対策（多重債務者対策協議会の開催、無料法律相談会の実施）
- 消費生活審議会の開催
- 課の運営費

2 消費生活センター費（30,581千円→28,074千円）

県立消費生活センターの管理運営等を行う。

- ソーレ占有部分管理費負担金
- 相談窓口の維持（消費生活相談員（8人）配置、相談員研修派遣）
- 法律専門家による相談員への助言
- 暮らしのサポーター養成事業（地域での啓発活動の担い手を養成）
- 消費者啓発（啓発物の配布、出前講座の実施等）
- 市町村支援（市町村窓口の訪問）
- センターの運営費

3 消費者行政推進交付金事業費（42,258千円→45,765千円）

国の地方消費者行政推進交付金を財源として、市町村の消費生活相談窓口の機能強化や消費者教育の推進等を図る。

● 問題解決力の充実強化

- ・ 県立大連携講座の開催、啓発資料の作成
- ・ 消費者団体への活動促進補助金の交付
- ・ 弁護士による多重債務相談会の実施

● 市町村支援の充実

- ・ 消費生活相談員研修の実施
- ・ 市町村の消費者行政充実のための補助金の交付

● 消費者教育の推進

- ・ 消費者教育推進担当（非常勤1名）の配置
- ・ 消費者教育教材の作成